

間もなく始まります

# 市・県民税の 申告相談

2月14日(月)~3月15日(火)

申告書の  
ダウンロードは  
こちらから



申告が必要と思われる皆さんへ、昨年の申告状況などを参考に、1月末までに申告案内を送付します。申告案内が送られていない方もフローチャートを確認の上、必要な方は申告してください（税務署から確定申告のお知らせが送付される方には、市からの申告案内は送付しません）。なお、申告書用紙は税務課や地域局総務企画課、各地域センターに備えるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

問合せ

税務課 ☎89・2126  
地域局総務企画課 ☎73・2112

申告相談の前に次の項目が当てはまるかどうかご確認ください

### ● 営業等所得や不動産所得、農業所得がある方……

収支内訳書を送付します。あらかじめ収入と経費について項目ごとに記入し、関係書類（収支計算ノート、出荷証明書、領収書など）を併せて持参してください。

### ● 税務署で申告した方……

税務署で申告をした方は、市・県民税の申告は不要です。ただし、所得税がかからず、税務署から確定申告不要と言われた方は、市・県民税の申告が必要な場合があります。

### ● 譲渡所得がある方……

譲渡収入額が特別控除額以下になる場合でも、市・県民税の申告は必要です。

### ● 個人年金や満期保険金などの支払いを受けた方

公的年金以外の生命保険契約などに基づく年金（個人年金）や生命保険などの一時金（死亡保険金・満期保険金・解約返戻金など）の支払いを受けた方は、申告が必要な場合があります。

### ● 市・県民税の申告で追加する控除がある方……

所得の分かる書類（源泉徴収票など）・所得控除を受けるための書類（生命保険料控除証明書、医療費控除の明細書など）を持参して申告してください。

## スタート

## 申告が必要かどうかチェック!

令和4年1月1日現在、能代市に住んでいましたか？

はい ↓

昨年中に少しでも収入がありましたか？（遺族年金などの非課税所得の収入を除く）

はい ↓

所得税の確定申告書を税務署へ提出しますか？

はい ↓

市・県民税の申告は不要と  
思われます

※1 昨年中の収入がなかった方でも、世帯に国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者がいる場合や所得課税証明書が必要になる場合は申告が必要ことがあります。

※2 税法上の扶養とは…年末調整や確定申告などで扶養親族としていることをいいます。

1月1日現在の住所地に申告が必要な場合があります

申告案内が送られましたか？

昨年中の収入は公的年金のみですか？

年金収入が  
・65歳以上(S32.1.1以前生)で148万円以下  
・65歳未満(S32.1.2以降生)で98万円以下  
ですか？

申告が必要と思われます

昨年中の状況を税務課にご連絡ください  
※連絡がない場合、国保税などの軽減や福祉医療制度（マル福）などが受けられない場合があります。 ※1

令和3年12月31日時点で、市内に在住の方の税法上の扶養となっていますか？（市外に住所がある方の扶養となっている場合は「いいえ」） ※2

収入は1カ所からの給与のみで、勤務先で年末調整をしましたか？

追加する控除（医療費控除など）がありますか？

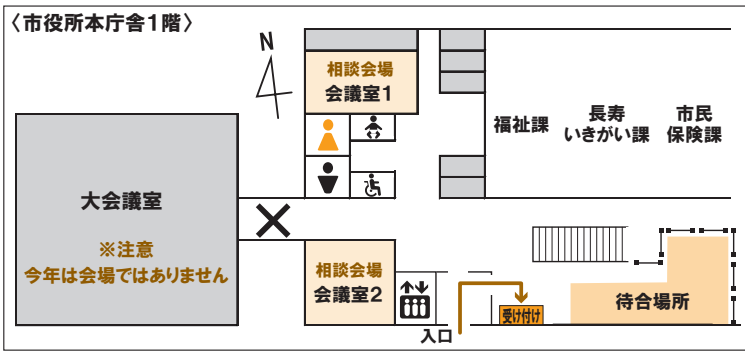
申告が不要と思われます

## 申告相談会場に 関するお知らせ

### ●能代地域の申告相談会場 を変更します

申告相談の受け付けは、本庁舎1階の西側入口（国道101号側）で行います。会場内と待合場所は寒い場合がありますので、防寒対策の上ご来場ください。

※相談会場は会議室1と会議室2となり、係員が誘導します。



### ●申告相談会場での 感染対策について

会場では小まめな換気や手指消毒、検温、体調の確認など感染症対策を講じていますが、来場の際は次の点にご注意ください。

○次の症状などがある場合は入場できません

- ・37・5度以上の発熱がある
- ・咳などの風邪症状がある
- ・2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性者との接触があった など

※2週間以内に感染拡大地域への往訪歴がある方の入場を制限する場合があります。

○感染対策を徹底しましょう  
会場入口で手指消毒をしていただき、会場内ではマスクの常時着用をお願いします。

※当日の混雑状況により会場への入場を制限する場合があります。

○新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)への登録をお願いします  
お互いにプライバシーが確保された状態で、感染者と接触した可能性について通知を受け取れます。

○新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)への登録をお願いします  
お互いにプライバシーが確保された状態で、感染者と接触した可能性について通知を受け取れます。

申告相談の日程は  
次ページをご覧ください

### 申告相談にお越しの方へ 持ち物チェックリスト

次の書類などを忘れずにご持参ください。下記チェックリストで持ち物を確認しましょう。

- 筆記用具
- 所得の分かる書類 ※源泉徴収票など
- 所得控除を受けるための書類  
※保険料控除証明書や医療費控除の明細書など
- マイナンバーカードまたは  
通知カード+本人確認書類  
※通知カードは、その記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合、または正しく変更手続きが取られている場合に限りです。
- 本人名義の口座が分かるもの  
※還付申告の方のみ
- 税務署からはがきや封筒が送られている方はそのはがきなど

厚手の上着など、防寒対策をお願いします。

### 申告書を自分で作成された方へ

郵送または窓口で提出できます。

- 内容を記載し、自署した申告書（日中連絡のつく電話番号を必ず記載してください）
- 申告書の記入に使用した源泉徴収票、各種控除証明書 など
- マイナンバーカード（両面）または通知カード+本人確認書類の写し  
※通知カードは、その記載事項に変更がない場合、または正しく変更手続きが取られている場合に限りです。
- 住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒（申告書の控え・添付書類の返送を希望する場合）

提出書類

提出先 税務課②番窓口

地域局総務企画課⑧番窓口

受付日時 2月14日(月)～3月15日(火)

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日除く

※窓口では受付時に申告相談や内容確認は行いません。また、所得税の確定申告書は受け付けできません。

### 能代税務署 からの お知らせ

### 確定申告書作成会場を開設します

入場には時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。整理券は当日会場配布しますが、国税庁LINE公式アカウントで事前に発行することもできます。

日時 2月14日(月)～3月15日(火)

午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日除く



国税庁LINE  
公式アカウント

### 確定申告書は

### パソコンやスマートフォンでも作成できます

パソコンやスマートフォンなどをお持ちの方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成できます。作成した申告書は、印刷して郵送またはe-Taxで電子送信により提出できます。



国税庁  
ホームページ

>>>いづれも

問合せ 能代税務署 ☎52-6111